

ロスカット規程

エース交易株式会社

(規程の趣旨)

第1条 本規程は、商品先物取引の委託を行うお客様（以下「お客様」といいます。）がエース交易株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する取引システム「エースC Xオンライン」（以下「本システム」といいます。）を利用する際のロスカット制度（以下「本制度」といいます。）に関して取り決めるものであり、お客様は本規程に同意し遵守するものとします。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「値洗損」とは、未決済の個別の取引に係る約定値段と第4条第2項に定める値段との差額に取引単位の倍率と取引枚数を乗じて得た価額が損計算となる場合の損失額をいいます。
- (2) 「受入証拠金の総額」とは、預り証拠金の総額に売買差損益金から手数料を減じた額を加減し、値洗損を減じた額をいいます。
- (3) 「有効比率」とは、受入証拠金の総額を当社委託者証拠金額で除した割合をいいます。
- (4) 「ロスカット基準」とは、第5条第1項に定める有効比率をいいます。
- (5) 「ロスカット状態」とは、ロスカット判定時に有効比率が第5条第1項に定めるロスカット基準以下になっている状態をいいます。

(本制度による建玉の決済)

第3条 当社は、有効比率の計算の結果、お客様の取引がロスカット状態にある時は、全ての建玉をお客様の計算において決済できるものとします。

(ロスカット判定)

第4条 ロスカット判定は、当社が定める時間内において10分間隔で行うものとします。（但し、日中立会終了時は15時40分に、夜間立会終了時は4時10分に行うものとします。）

- 2 本制度における値洗損の計算に用いる値段は、当日立会に約定値段がある場合にはロスカット判定までの直近約定値段（帳入値段を含む。）とし、当日立会に約定値段がない場合には前営業日の帳入値段とします。

(ロスカット基準および基準の変更)

第5条 ロスカット基準は有効比率40%とします。

- 2 前項におけるロスカット基準は、当社の判断によって変更できるものとします。
- 3 前項の場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システムの画面上で通知し、通知の時から変更の効力が生じるものとします。

(ロスカット状態における建玉の決済注文)

第6条 ロスカット判定の結果、ロスカット状態にある時は、全ての建玉について速やかに決済注文を発注するものとします。

- 2 前項に基づく決済注文を発注する際に、未約定の売買注文がある時は、当社において当該注文の取り消しを行い、取消完了後に決済注文を発注するものとします。
- 3 第1項に定める決済注文は、全ての決済注文が約定するまでマーケット・オーダー(MO-FaK)にて繰り返し発注するものとします。
- 4 お客様は、第1項に定める決済注文を取り消すことはできないものとします。
- 5 当該決済注文については、注文照会若しくは注文の結果に該当するサービス画面よりお客様が確認するものとします。
- 6 第1項に定める決済注文は、必ずしもロスカット判定時のロスカット基準で執行されるとは限りません。相場の急変により預託した証拠金以上の損失となる場合があります。
- 7 一度ロスカット状態にあると判定された場合には、その後の入金の有無にかかわらず全ての建玉が決済されるものとします。

(ロスカット状態中の取引)

第7条 お客様は、ロスカット状態にある時は、全ての建玉の決済注文が約定するまで取引を行う事はできないものとします。

(本規程の変更)

第8条 本規程は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示または当社が相当と認めた場合には、変更することがあります。

- 2 前項の場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システムの画面上で通知し、通知の時から変更の効力が生じるものとします。

(免責事項)

第9条 次の各号に掲げる事項の発生によって、有効比率の計算ができなかった場合、決済注文が発注できなかった場合、または誤って決済注文が発注された場合でも、当社は、その責任を一切負わないものとします。

- (1)お客様、プロバイダー、当社、当社に情報を提供する商品取引所または情報ベンダーのいずれかのシステム機器、通信回線等に障害が発生した場合。
 - (2)当社に情報を提供する商品取引所または情報ベンダーから、当社に対して誤った情報が配信された場合。
 - (3)天災等による障害により、当社の本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合。
 - (4)その他、当社の責めに帰す事ができない事由による場合。
- 2 第6条に定めるロスカット状態にある全ての建玉の決済は、お客様の計算により行われ、当該決済により生じた損失はお客様に帰属し、当社がその責任を負うものではありません。

附則 本規程は、平成24年1月16日より施行します。